

締約国に関する情報 A T	オーストリア 一般情報	附属書 B 1 A T
国内官庁の名称	Austrian Patent Office (オーストリア特許庁)	
所在地及び郵便のあて名	Dresdner Straße 87, A-1200 Wien, Austria	
電話番号	(43-1) 53424-0 (43-1) 53424-450 (PCTサービス)	
電子メール	pct@patentamt.at (特定の国際出願に関するPCTのすべての事項)	
インターネット	www.patentamt.at	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
オーストリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、オーストリア特許庁、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
オーストリアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：オーストリア特許庁(国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)	
オーストリアを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，追加特許，実用新案(実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる) 欧州：特許	
国際型調査に関するオーストリアの規定	なし	

[次頁に続く]

A T

オーストリア (続き)

A T

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

出願人は、国際出願の公開の日から国際出願の対象を権限なしに使用した者に対し損害賠償の支払を請求することができる。国際出願がドイツ語で公開されていない場合には、この権利は、オーストリア特許庁に提出された国際出願のドイツ語による翻訳文の公表の日から発生する。

欧州特許を目的とする指定の場合：

- (1) E P Oの公用語の1つによって公開された国際出願：当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情による相当な補償
- (2) E P Oの公用語でない言語によって公開された国際出願：  
(1)に規定する保護は、E P Oがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまで効力が生じない

オーストリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

オーストリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期 届出を要しない

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？ あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（E P）を参照